3　法附則第八条第二項の規定により読み替えて適用する法第八十一条の六第二項ただし書の人事院規則で定める年齢は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年齢とする。

一　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで　年齢六十七年

二　令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで　年齢六十八年

三　令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで　年齢六十九年

4　法附則第八条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員であって給与法に規定する行政職俸給表㈡の適用を受ける職員とする。

一　守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する職員

二　用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する職員

5　法附則第八条第四項の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

一　令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで　附則別表の各項職員の欄に掲げる職員

二　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで　附則別表の二の項及び三の項職員の欄に掲げる職員

三　令和九年四月一日から令和十三年三月三十一日まで　附則別表の三の項職員の欄に掲げる職員

6　法附則第八条第四項又は第五項の規定により読み替えて適用する法第八十一条の六第二項本文の人事院規則で定める年齢は、附則別表職員の欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表年齢の欄に掲げる年齢とする。

（令和三年改正法附則第三条第六項の規定による勤務についての準用）

第三条　第三条、第五条から第八条まで、第九条第二項、第十条並びに第十二条第二項及び第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。次条において「令和三年改正法」という。）附則第三条第六項の規定による勤務について準用する。

（令和三年改正法附則第三条第九項の人事院規則で定める官職及び職員等）

第四条　令和三年改正法附則第三条第九項の人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職のうち、当該官職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新国家公務員法定年が基準日の前日における新国家公務員法定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年に準じた年齢）を超える官職（当該官職に係る定年が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）とする。

一　基準日以後に新たに設置された官職

二　基準日以後に法令の改廃による組織の変更等により名称が変更された官職

2　令和三年改正法附則第三条第九項の人事院規則で定める職員は、前項に規定する官職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該官職に係る新国家公務員法定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

3　第九条第二項ただし書及び第十二条第二項の規定は、令和三年改正法附則第三条第九項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

（雑則）

第五条　前三条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第六条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の四の表規則一一―八（職員の定年）の項を次のように改める。

規則一一―八（職員の定年）	第五条又は第六条（これらの規定を附則第三条において準用する場合を含む。）の同意の文書等	法第八十一条の七の規定による勤務の終了した日（第五条又は第六条の規定を附則第三条において準用する場合にあっては、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第六項の規定による勤務の終了した日）	三年
	第八条（附則第三条において準用する場合を含む。）の通知の文書等	取得の日	三年
	第十二条第一項、第二項（附則第三条及び第四条第三項において準用する場合を含む。）又は第三項（附則第三条において準用する場合を含む。）の報告の文書等		

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の四の表規則一一―八（職員の定年）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附則別表（附則第二条第五項及び第六項関係）

項	職員	年齢
一	事務次官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。以下この表において同じ。） 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁に限る。以下この表において同じ。）の長官 会計検査院事務総長 会計検査院事務総局次長 人事院事務総長 内閣衛星情報センター所長 内閣審議官のうち、その職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの 内閣法制次長 内閣府審議官 地方創生推進事務局長 知的財産戦略推進事務局長 科学技術・イノベーション推進事務局長 公正取引委員会事務総長 警察庁長官 警察庁次長 警視総監 カジノ管理委員会事務局長 金融国際審議官	六十二年